

労働安全衛生法改正の主なポイント

改正労働安全衛生法が令和7年5月14日に公布され、同日から令和9年にかけて、段階的に施行されていきます。

現時点で判明している陸運業に係る改正の概要は次のとおりです。

本号から順次解説していくことにします。

I 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 [施行期日：令和7年5月14日]

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も含めることで、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者が注文する際に施工方法や工期などへ配慮する規定について、これらの規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることが明確化されました。

II 職場のメンタルヘルス対策の推進 [施行期日：公布後3年以内に政令で定める日]

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。その際、50人未満の小規模事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間が確保されます。

III 高齢者の労働災害防止の推進 [施行期日：令和8年4月1日]

高齢労働者の労働災害防止に必要な作業環境の改善、作業管理などの必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとされました。

今号では、Iの改正趣旨を説明します。II、III及び今後判明する関係条文については詳細が判明次第解説していくこととします。

【改正労働安全衛生法第3条第3項】

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第3条第3項は、昭和47年の安衛法制定当時から広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきたもので、特に建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、建設工事の注文者が例示されてきたところから、

しかしながら、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨が明確にされました。

また、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件の例示として、「作業方法」及び「納期」が追加されました。

2 改正内容の詳細

- (1) 安衛法第3条第3項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」には、建設工事以外の注文者も含まれますので、**陸運事業者で注文者になる場合には、該当します。**
- (2) (1)の「注文者」は、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨ですが、そのような場合であっても、自らが注文した内容が、仕事を請け負った者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があることを十分に理解した上で、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。
- (3) (1)の「注文者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことから、指定内容に応じて、**安全衛生上留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要です。**
また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で案分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要です。
なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当ですから、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要となります。
- (4) 同項の「施行方法、作業方法、工期、納期等」には、工程・請負金の費目等が含まれます。
- (5) 同項の「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれます。また、運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、仕事を受注した者が作業時に初めて具体的な状況が分かるような場合には、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が
- ① 作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める
 - ② 作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示する
- などの対応を行うことが含まれます。